

# 八幡市プレミアム商品券発行事業に係る

## 取扱事業所募集等要項

(目的)

第1条 この要項は八幡市商工会（以下「商工会」という）がプレミアム商品券を発行することにより、商店・商店街等の活性化を図り、地域創生に資する目的で実施される商品券の発行事業、および八幡市内における当該商品券を取扱う事業者に係る募集手続き等について定める。

(応募資格)

第2条 八幡市内に事業所を有する事業者（以下事業者と言う）で原則として次に掲げる業種に属する事業（主たる事業に付随して営む場合を含む。）を営む者で、取扱品目が、消費者の最終需要として、消費の対価として支払う商品の販売及びサービスの提供並びに取引であること。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 小売業（製造業、卸売業で小売を行なう者の小売を含む）</li><li>(2) 飲食店</li><li>(3) 運輸業</li><li>(4) 建設業</li><li>(5) 医療業（健康保険による医療給付に係る支払いは対象外）</li><li>(6) サービス業（風俗営業許可業種は除く）</li></ul> |
|--|

- 2 「適用除外」 公共料金・税金・使用料・手数料・電気代・水道代・下水料金・電話代・ガス代、たばこ、切手等の支払いは除く。
- 3 商工会は、前項各号に掲げる業種以外のものであっても、第1条の目的に反しないと認める場合は、本人の申請により取扱事業所として登録することができる。

(応募方法)

第3条 前条に該当するもので応募しようとするものは、取扱事業所登録申請書（別記様式）に所定の事項を記入し、商工会へ提出するものとする。

(応募期間)

第4条 応募期間は平成27年5月7日（木）から  
平成27年6月22日（月）までとする。

- 2 上記期間終了後、事業者から応募があった場合、これを受付けるものとする。

(登録)

第5条 第2条の規定により応募があった場合は、事業所登録台帳に登録の上、当該事業者に登録証明書及び店頭掲示用ポスター等を交付するものとする。

(特定取引)

- 第6条 前条の規定により登録された事業者は、八幡市プレミアム商品券（以下「商品券」という。）を持参したものに対し、券面記載の金額に相当する物品の販売若しくは貸し付け又は役務提供を行うものとする。
- 2 前項の特定取引においては、つり銭は支払われないものとする。
  - 3 商品券の利用限度額は設けないものとする。
  - 4 小型店専用券は大規模店舗立地法に基づく大型店舗では使用することが出来ない。
  - 5 本事業の取り組みに便乗して、対象商品等の価格引き上げ、内容量の減量等の行為は行ってはならない。

(換金)

- 第7条 取扱事業者は、前条の規定により得た商品券を商工会の指定する金融機関に持参し、取扱事業所登録証明書及び八幡市プレミアム商品券取次依頼書を添えて申し出るものとする。
- 2 他の取扱事業者の換金を代行することはできない。

(取扱期限)

- 第8条 第6条に規定する特定取引の最終期限は  
平成28年1月31日（日）までとする。
- 2 前条に規定する商品券の換金申し出最終期限は  
平成28年2月15日（月）までとする。

(交換、譲渡及び売買等の禁止)

- 第9条 事業者は、商品券の交換、譲渡、及び売買を行ってはならない。
- 2 事業者は、受け取った商品券を自らの支払いに充ててはならない。

(登録の取消し)

- 第10条 取扱事業者がこの要項に定める事項に反した場合は、登録を取消し、商品券の換金を停止する。

(返換請求)

- 第11条 商工会は本要項に違反して換金を受けた者に対し返還請求をすることができる。
- 2 返還請求を受けた者はこれを誠実に履行しなければならない。

(換金の拒否等)

- 第12条 商工会はこの要項の各事項及び取扱事業所としての責務に違反するとき、換金の拒否、登録の取り消し及び損害金の申し受けを行うことができる。

(その他)

- 第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。